

自転車の交通事故が増えています

自転車通行 安全に！

自転車は手軽で便利な乗り物ですが、車にも歩行者にも、常に注意が必要です。交通安全に注意し、安全に乗りましょう。



歩道では・・・

歩行者の通行が優先です

歩者がいるのに、真ん中を走行していませんか。歩道では、車道側を走り、歩者の通行のじゃまになりそうときは、一時停止をしなければなりません。すぐに止まれるような速さで走りましょう。

歩者との接触事故の大半は歩道での接触事故！

【自転車で歩道を通行できるのは】

自転車は法律上は軽車両で、車道の左側を走るのが原則ですが、次の場合は歩道を通行できます。

- ①自転車の「歩道通行可」の標識や道路表示がある場合
- ②13歳未満の子どもや、70歳以上の方、身体障がい者が自転車を運転する場合
- ③道幅が狭く、車が多かったり、道路工事中など、車道を通行するのが危険な場合

歩道がない道路では・・・

道路の左側を通行しましょう

自転車は、自動車と同じく左側通行です。歩道がない道路では、道路の中央から左側に寄って通行しなくてはなりません。

歩道でも、車道でも・・・

2～3台が横に並んで走行するのは、ルール違反です。絶対にやめましょう。

交差点では・・・

一時停止と安全確認を

「止まれ」の標識のある交差点では、自転車も必ず一時停止し、交差点の右左をよく見て安全を確かめなければなりません。

出会い頭の事故が多発！

「止まれ」の標識がない交差点でも、一時停止をして安全をしっかりと確認しましょう。

止まれ

夜間は・・・

必ずライトをつけましょう

自転車は夜間は、必ずライトを点灯しなければなりません。

「すぐ近くまでだから」とか、「街灯がついているから」という訳にはいきません。自分では見えているつもりでも、危険です。

無灯火の自転車は歩行者や車から見えづらい！

車輪やスポークなどに反射材等を取り付け、自転車の存在をアピールしましょう。

